

# 第5号

# 都城盆地土地改良区だより

●発行/都城盆地土地改良区  
(平成26年1月)

〒885-0004 宮崎県都城市都北町5225番地5  
TEL: (0986) 36-6710 FAX: (0986) 36-6740  
E-mail: jimukyoku@miyakonojo-bonchi.jp



散水器具展示会の様子

## 目次

○理事長あいさつ	・・・2	○給水スタンドについて	・・・5
○役員の見退任	・・・2	○払川地区について	・・・6
○第6回通常総代会	・・・3	○地区除外決済金について	・・・6
平成23年度収入決算	・・・4	○畜産用水について	・・・7
平成25年度収支予算	・・・4	○水利使用許可標について	・・・7
○賦課金について	・・・5	○組合員の皆様へ	・・・8

# 理事長あいさつ

## 組合員の皆様へ



都城盆地土地改良区  
理事長 島田 孝一



新春の候、組合員の皆様におかれましては、お健やかに新年をお迎えのことと心からお慶び申し上げます。

また、平素より当土地改良区の運営に特段のご協力ご理解を賜り厚く御礼申し上げます。

平成26年の干支は、農耕を助け五穀豊穡をもたらす『午(うま)』であり、跳躍の年と云われています。

都城盆地土地改良区も、畑地かんがい施設の適切な管理、安定的な水の供給及び水利用の推進に努め、県営事業の早期完了と今後更なる農業の発展に期待するものであります。

今後の農業の発展には、畑地かんがい施設を有する都城盆地の農業が益々重要な役割を担うものと考えます。農業を取り巻く環境は、担い手の減少・高齢化の進行など、構造的な課題が山積みです。又、国内外の産地間の競争、食の安全性の対応など難しい課題を抱えており、そのためには創意工夫に満ちた攻めの農業が求められています。

そのためには、多面的な機能が強い農道・水路が必要であり、農業と地域住民が一体となった共同参画が必要です。組合員の皆様方のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

木之川内ダムの水が都城盆地の農業に元気を与え、明日の農業に希望をもたらす跳躍の水となることを願うものであります。

最後になりましたが、新しい年が希望に満ちた明るい年になりますことを祈念し、組合員の皆様方のご健勝とご多幸を心からお祈り申し上げ理事長挨拶とします。

## 役員 の 就 退 任

平成25年3月28日の第6回通常総代会において、役員の新役員として3名の理事と1名の監事が就任されました。新役員の方には、外部に対して土地改良区を代表するとともに、執行機関として今後の土地改良区の業務及び運営にご尽力いただくこととなります。

退任された理事・監事におかれましては、多大なるご尽力を頂き感謝申し上げます。

### 退 任

被選任区	職 名	氏 名
第1被選任区 都城市	理 事	欠員
	理 事	菓子野 清弘
全域 組合員外	理 事	欠員
全域 組合員外	監 事	南 佐登志

### 就 任

被選任区	職 名	氏 名
第1被選任区 都城市	理 事	永井 民雄
	理 事	上之原 正美
全域 組合員外	理 事	池田 宜永
全域 組合員外	監 事	東 千明

## 第6回通常総代会を開催

平成25年3月28日（水）午後1時30分より総代現在総数74名（定数75名）中54名の出席を得て、第6回通常総代会が行われました。

廣畑副理事長の開会宣言に続き、島田理事長による挨拶、来賓の児玉州男北諸県農林振興局長、池田宜永都城市長より祝辞を賜り、議長に第1区（都城市）の高橋武美総代を選出して議事に入りました。

提出した11議案について慎重に審議され、全て原案のとおり可決されました。



児玉振興局長



池田市長



高橋議長

### 議決事項

- 議案第 1号 都城盆地土地改良区役員の補欠選任について
- 議案第 2号 平成23年度事業報告及び収入支出決算  
並びに財産目録の承認について（監査報告）
- 議案第 3号 平成24年度一般会計収入支出補正予算の承認について
- 議案第 4号 平成25年度事業計画（案）について
- 議案第 5号 平成25年度賦課金及び徴収方法について
- 議案第 6号 平成25年度給水スタンド使用料について
- 議案第 7号 平成25年度役員報酬（案）について
- 議案第 8号 平成25年度一般会計収入支出予算（案）  
並びに特別会計収入支出予算（案）について
- 議案第 9号 平成25年度一時借入金の最高限度額  
及び借入先並びに金銭預入先金融機関について
- 議案第10号 都城盆地土地改良区規約の一部変更について
- 議案第11号 都城盆地土地改良区規程の一部変更について



第6回通常総代会の様子

# 平成23年度収支決算

## ■一般会計収支決算

(単位：円)

収入の部			支出の部		
項目	決算額	付記	項目	決算額	付記
1.組合費	3,059,570	賦課金	1.事務費	9,848,959	職員給料,役員会費,総代会費等
2.使用料	908,245	スタンド・他目的使用料	2.管理費	49,699,884	施設管理費,基幹水利施設管理費
3.負担金及び補助金	14,001,000	管理体制整備費,運営負担金等	3.財産費	3,221,800	積立金等
4.受託費	45,107,950	管理委託事業,基幹施設管理事業等	4.予備費	0	
5.雑収入	271,147	預金利息,督促手数料,延滞金等			
6.繰入金	0				
7.借入金	0				
8.繰越金	592,511	前年度繰越金			
計	63,940,423		計	62,770,643	

※差引残高 1,169,780 円 (平成24年度会計へ繰越)

# 平成25年度収支予算

## ■一般会計収支予算

(単位：円)

収入の部			支出の部		
項目	決算額	付記	項目	決算額	付記
1.組合費	3,694,000	賦課金	1.事務費	11,908,000	職員給料,役員会費,総代会費等
2.使用料	910,000	スタンド・他目的使用料	2.管理費	47,754,000	施設管理費,基幹水利施設管理費
3.負担金及び補助金	15,277,000	運営負担金,管理体制整備費等	3.財産費	1,146,000	積立金等
4.受託費	40,964,000	管理委託事業,基幹施設管理事業等	4.予備費	200,000	
5.雑収入	128,000	督促手数料,延滞金,預金利息等			
6.繰入金	33,000				
7.借入金	1,000				
8.繰越金	1,000	前年度繰越金			
計	61,008,000		計	61,008,000	

## 事業説明会

現在の都城盆地地区は、受益面積3,966haのうち847haの畑で水利用が可能となっています。県営工事を行う前に各地区で市・町が中心となり、畑かん事業の説明会を行っています。関係者の皆様にはぜひ参加していただき、今後の都城盆地の事業推進にご協力ください。



弘川第2地区説明会の様子

# 賦課金について

## 組合費

県営事業が完了した地区を対象に、『**全ての畑**』に賦課されます。

※水利用の有無、給水栓の有無、畑かん工事への同意の有無にかかわらず発生します。  
(土地改良法36条)

## 水利費

県営事業が完了した地区を対象に、『**水を使った畑のみ**』賦課されます。

※水の利用には、申請が必要です。  
『畑地かんがい給水開始申込書』を提出して下さい。

10aあたり  
年間 →

		水利費		組合費	合計
普通畑		2,500 円		100 円	2,600 円
ハウス	加温機有	21,000 円	平成25年度までは 15,000円		21,100 円
	加温機無	12,000 円			12,100 円
	その他	6,000 円	雨よけハウス 育苗施設		6,100 円
茶	防霜有	11,000 円			11,100 円
	防霜無	6,000 円			6,100 円
水利用しない		0 円			100 円

※平成26年1月現在

## ★口座振替のご案内★

◎賦課金納入に便利な口座振替をご利用下さい。

口座振替が可能な金融機関

- ・JA都城
- ・宮崎銀行
- ・ゆうちょ銀行

※口座振替をご利用頂ければ手数料はかかりません。  
口座振替についてご不明な点がございましたら、  
当土地改良区までご連絡下さい。

- ・毎年支払に行くのは面倒だ!
- ・金融機関で支払う時の手数料がもったいない!



# 給水スタンドについて

県営事業が完了していない地区について、暫定的に給水可能なコイン式給水スタンドが11ヶ所、鍵式給水スタンドが3ヶ所（森田原・牧原・宮ノ原地区）設置してあります。

※コインの販売は当土地改良区事務所で行っています。

鍵式の給水スタンドをご利用されたい方は土地改良区までご連絡下さい。

		種別	金額	備考	
使用料	鍵式 (年間)	個人	3,000 円	バルブ操作による	申請が必要
		法人	30,000 円		
	コイン式 (1枚あたり)	大コイン	100 円	500ℓ給水	改良区事務所にて販売
		小コイン	50 円	250ℓ給水	

かん水や防除などの用水としてお使い下さい。(生活用水等の使用はできません。)  
共同利用施設ですので、**使用者が責任を持って清掃・後片付けを行って下さい。**  
鍵式スタンドについて、**使用後は必ず施錠をお願いします。**



## 払川地区について

平成25年度の払川地区の賦課金について、平成25年2月20日の運営委員会にて協議され、理事会及び総代会において次のように議決されました。

「地区名」 ①払川第1地区 ②払川第1-2期地区

「場所」 都城市梅北町・今町

「事業期間」 平成18年度から平成26年度

払川第1地区・払川第1-2期地区におきましては、給水栓及びパイプラインの工事が平成24年度で完了し、平成25年度以降の工事としては農道・排水路・土層改良等になり、すべてのほ場で利用が可能となりました。

その為、平成25年度より水を利用している組合員から水利費を賦課し、組合費については県営事業完了後、賦課することとなりました。



払川地区においても、水利用には「畑地かんがい給水開始申込書」の提出が必要になります。畑の地番、面積等の記入をしていただきます。無断での水利用は盗水となりますので、使用前に必ずご連絡下さい。

## 地区除外決済金について

都城盆地土地改良区内の農地の転用等に伴う地区除外を行うには、転用届出をする旨の連絡を土地改良区にしなければなりません。

また、転用許可がでた場合には、過去賦課金の未納金の一括清算と地区除外決済金を納めなければなりません。

地区除外決済金 = 【組合費+水利費（普通畑）の10ヶ年】

10aあたり → (100円+2,500円) × 10ヶ年 = 26,000円

農業者の施設拡大等による負担軽減の為、農業用施設用地への転用は地区除外決済金が免除されます。

★地区除外決済金免除対象施設

畜舎、たい肥舎、集出荷施設、農機具収納施設等の農業用施設用地

# 畜産用水について

都城盆地地区では、国へ要望を行ってきた畑地かんがい用水の畜産用水としての利用が実現の運びとなりました。これは、都城盆地地区の畑かん事業が完了するまでの間の利用を条件とし、暫定的に許可を取得した事業です。畜産用水の用途は、①畜舎洗浄、②畜舎冷却、③畜舎で使用する農機具の洗浄、④家畜飲用として利用できます。

利用可能地区：森田原・安久・宮ノ原第1・百原・前方第2・高崎（木下・鍋地区）  
払川第1・払川第1-2期・大井手（一部地域）・万ヶ塚（一部地域）

## ●利用までの手続き

1. 「給水装置工事等申込書」、「誓約書」、「給水契約申込書」の提出  
↓
2. 都城盆地畜産用水利用管理協議会及び土地改良区で審査  
↓
3. 施工業者へ工事依頼・着手  
↓
4. 工事完了検査後利用開始  
↓
5. 工事費用の支払い

## ●工事費用について

畑かんパイプラインから畜舎までの配管工事・設置費用

↓  
全額自己負担

メーター器、滅菌装置費用

↓  
1/3自己負担  
※2/3は補助。ただし平成25～27年度までの間

## ●利用料金について

1m<sup>3</sup>あたり50円

※メーター器による使用量から算定

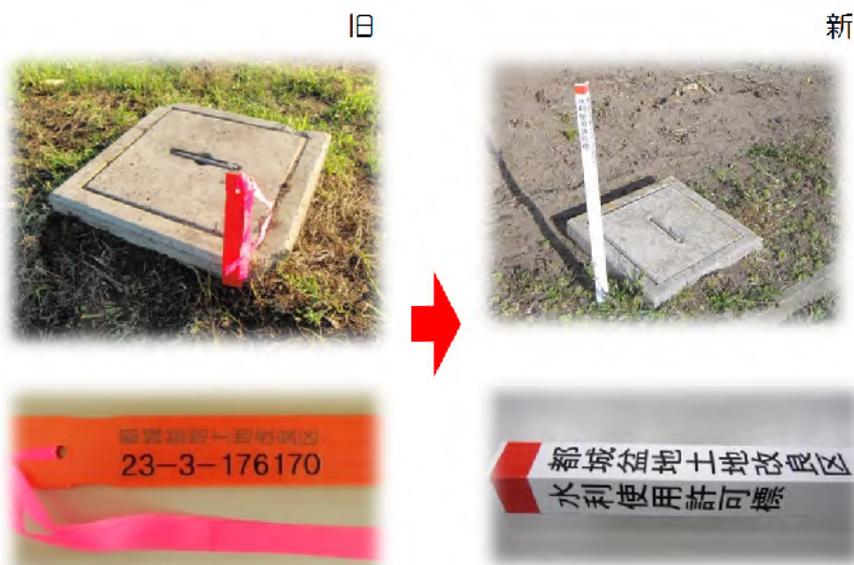
## 畜産用水を希望される方への注意事項

- ・畑かんへの水利用を優先するため、渇水時や畑かんの利用増加により、畜産用水の使用を制限することがあります。つきましては、現在使用されている水源（井戸、上水道等）は、不測の事態に備えていつでも使用できるようにしておいて下さい。
- ・畜産用水はダムの水（河川の水）をそのまま配水しますので、滅菌装置の設置をお願いしています。

# 水利使用許可標について

水利申請がされた畑において、水利使用許可標を設置しておりますが、赤杭は劣化が著しく、草が伸びると見えづらかった為、新しく1m程度の白杭に変更しました。

以前の赤杭に比べると、土地改良区職員や地区の維持管理組合役員が巡視する際に確認しやすく、盗水防止にも繋がっています。



# 組合員の皆様へ

次のような時には、必ず土地改良区へご連絡下さい。（提出して頂く書類があります。）

## 水を利用するとき

◎水を利用したい方は使用前に必ずご連絡下さい。

水利用申請されていない畑において、水を利用する場合には、『畑地かんがい給水開始申込書』を提出して下さい。（畑の地番、面積等を記入）  
また、一度申請した畑について次年度も水利用される場合は、毎年申請して頂く必要はありません。休止の際にご連絡下さい。  
無断での水利用は組合員の方でも盗水となりますのでご注意下さい。



提出書類

畑地かんがい  
給水開始申込書

## 水の利用をやめるとき

水利用の申請をされた畑において、利用を休止される方は『畑地かんがい給水休止届出書』を提出して下さい。

◎給水休止届出書の提出がない場合は水利費の賦課を継続いたしますのでご注意下さい。



提出書類

畑地かんがい  
給水休止届出書

## 農地の移動や組合員の変更があったとき

- 土地の所有権（売買・相続等）・耕作権の異動
- 組合員資格の変更（組合員の死亡や農業者年金受給による経営移譲等）
- 住所の変更

このような時は、土地改良法により組合員から土地改良区へ届け出るように義務付けられています。（土地改良法第43条第1項）



提出書類

組合員資格  
得喪通知書

法務局や都城市・三股町、農業委員会の届出だけでは都城盆地土地改良区の台帳は変更されません。

## ご注意を！！

土地改良区の地区内の農地を取得される時、その土地に滞納賦課金があるまま取得されると土地改良法第42条（権利義務の承継）の規程により、新しく取得された方に滞納賦課金の納付義務が課せられることとなりますので農地取得の際はご注意ください。

ご意見、お問い合わせは・・・



## 都城盆地土地改良区

〒885-0004

宮崎県都城市都北町5225番地5

TEL：(0986) 36-6710

FAX：(0986) 36-6740

E-mail：jimukyoku@miyakonojo-bonchi.jp

URL：http://www6.ocn.ne.jp/~mbonchi/

